

施設（園） の 概 要

本調査票の記入日： 令和 7 年 7 月 9 日

設置・運営主体	那覇市		
設置主体	那覇市		
経営主体	那覇市こどもみらい部こども教育保育課		
施設（園）名	那覇市立城西こども園	種別	幼保連携型認定こども園
所在地	〒 903-0816 住所 那覇市首里真和志町1丁目5番地		
電 話	098-885-5030	F A X	同左
Email	57304TOMO@city.naha.lg.jp	U R L	www.city.naha.okinawa.jp
施設長氏名	喜名 智美		
調査対応担当者	喜名 智美 (所属、職名： 園長)		
利用定員	95 名	開設年	平成 31 年 4 月 1 日
開園時間	7 : 3 0 ~ 1 9 : 3 0		

【職員の状況に関する事項】

① 職員体制（専門職については、追加・修正して入力して下さい）

	園長	副園長	教頭	主幹 保育教諭	保育教諭	保育士	調理員
常勤	1 名	名	1 名	名	11 名	名	名
非常勤	名	名	名	名	1 名	名	名
	栄養士	看護師	保健師	嘱託医	用務員 (園務補助)	事務職員	特別支援担当保育教諭及 び特別支援ヘルパー
常勤	名	名	名	名	1 名	名	4 名
非常勤	名	名	名	名	名	名	1 名

常勤職員数 18 名

非常勤職員数 2 名 (常勤換算 名)

(注) 常勤換算計算式 非常勤職員：それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数÷当該保育所の常勤職員が勤務すべき時間数。栄養士・調理員：調理業務を委託している場合には「委託」と記載。

非常勤職員数	2 人	(常勤換算	0.96	人)
うち	保育教諭・保育士	(1)	人	(常勤換算 0.46 人)
	保健師・看護師	()	人	(常勤換算 人)
	栄養士・調理員	()	人	(常勤換算 人)
	その他 (特別支援教育ヘルパー)	1	人	(常勤換算 0.50 人)

昨年度退職 今年度採用	退職	常勤： 1 名	非常勤： 名
	採用	常勤： 1 名	非常勤： 名
常勤職員（うち保育教諭・保育士・保健師・看護師）の平均年齢		38.3 歳	(34.0 歳)

② 前年度職員の研修実施・派遣状況 参加人数：延べ 1名

研修名称・主催者等
 幼稚園・幼保連携型認定こども園法定研修（初任者研修）・沖縄県教育委員会

③ 期待する職員像（職員に求めている人材像や役割）

・心身ともに健やかで、日々研鑽し創意工夫する保育教諭
 ・個々の幼児に寄り添いながら、発達に応じた援助に努める保育教諭
 ・幼児や教師間の温かい人間関係づくりに努める保育教諭

【教育・保育の内容に関する事項】

① 理念・基本方針

「心ゆたかで たくましく 自ら活動できる子」を育む
 ○ 本園は、園児や保護者の最善の利益に努めます。
 ○ 本園は、質の高い教育保育に努めます。
 ○ 本園は、安心安全な環境づくりに努めます。

② 実施している事業

事業名	実施の有無	利用料
乳児保育 (ヶ月から)	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
延長保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	200/2,500 円／ 1時間/月
休日保育	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
障害児保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円／
一時保育	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	650 円／ 8:15~14:00 450 14:00~18:30
放課後児童健全育成事業	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
地域子育て支援センター	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	円／
アレルギー等対応給食	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円／
その他（事業名：）	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	円／

（注）実施の有無についてチェックマークを付し、月額保育料以外に利用料が必要な場合は利用料を記載する。自主事業も含む。

【定員及び現在の利用者の状況】

	定員	利用児童数	クラス数	1クラスあたり平均児童数	1クラスあたり平均保育教諭・保育士数
3歳児	20	13	1		
4歳児	25	22	1		
5歳児	50	26	2		
計	95	61	4	—	—

（注）1クラスあたり平均児童数は2クラス以上ある場合に記載。非常勤保育教諭等については常勤換算で計算。障害児保育等については、空欄にクラス名を記入して記載して下さい。

④ 施設の公開・見学

子育て支援の一環として、地域の未就学児とその保護者を対象に、子育て応援デイを実施している。園庭開放や子育て相談等、地域のニーズや保護者の要望に柔軟に対応できるように努めている。地域への周知の方法を工夫し、活動の充実を図っていききたい。
また、小学校や地域の就学前教育保育施設を対象に公開保育を実施し、本園の保育を参観していただくことを通して、幼児期の発達や実態を捉え、参観後の協議を通して、幼児教育と小学校教育の円滑な接続につい共に考え、学び合っていく。

⑤ ボランティアの受入

・前年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数） (17) 名

年間を通して、保護者による絵本読み聞かせボランティアを募っている。実施時間帯は、8：30～8：45とし、学級での朝のひとときを利用して実施している。保護者に園や学級の様子を知っていただく機会になり、子どもにとっては、絵本への興味関心にもつながる活動となっている。
また、毎年、地域の方（1名）によるにわらべうたあそび（活動）を実施している。子ども達は、活動を通して、歌や音楽に親しみながら、地域の方とのかかわりも楽しんでいる。
今年度は、小学校からの情報提供があり、新たに、地域の方による腹話術でのお話会（年4回）を計画している。

⑥ 実習生の受け入れ

・前年度における実習生の受け入れ数（実数） (2) 名

例年、実習を希望する学生を受け入れ実施している。配置する学級は、園や園児の実態を考慮しながら決定している。実習にあたっては、事前にオリエンテーションを実施し、実習の心得や実習期間中の留意点（守秘義務、業務内容や服装等）について、園長又は教頭から説明している。実習生受け入れについては、人材育成の一環と捉え、保育の楽しさややりがい等が感じられるよう、職員間で共通理解のもと指導や支援を行っていく。

【事業所の特色など】

（受審に際して評価調査者にアピールしたいこと）

当園は、平成31年4月に那覇市立城西幼稚園（昭和21年4月創立）から、那覇市立城西こども園に移行し、本年度で7年目になります。沖縄の伝統文化や歴史を体感できるロケーションである首里城の近くに位置し、歴史的な趣のある環境の中で、子どもたちは、自然や地域文化に触れたり感じたりすることができる等、地域色豊かなこども園です。
教育・保育目標は「心ゆたかで たくましく 自ら行動する子の育成」であり、職員・保護者・地域が連携・協力し、幼児期の学びや育ちを保障するとともに、子どもの主体性が発揮される教育・保育を実現していけるよう、全職員で共通理解を図りながら、環境や援助の工夫に努めています。
また、同敷地内には城西小学校があり、日常的な交流や職員の連携が図っています。本年度は、保幼小合同研修会の一環として架け橋期のカリキュラム策定に取り組む中で、小学校や地域就学前教育保育施設との連携も強化していきたいと考えています。
日々の保育においては、園庭の限られたスペースを、より有効に活用しながら遊びを展開したり自然環境の充実を図ったりしています。また、園児が安心安全な園生活を送れるよう、環境の特徴を活かしたコーナーづくりの工夫・環境の活用に全職員で連携・協力して取り組んでいます。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和7年9月17日～18日
	評価結果確定日	令和7年12月23日
受審回数	1回目	
前回の受審年度	(令和 年度)	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1 子どもの権利擁護に対する取組がされている。

子どもの権利擁護に対する取組として、権利擁護マニュアルが作成され、年2回「人権擁護セルフチェックシート」で振り返りを行っている。不適切な関わりの防止の研修を行い、職員会議などで園児との関わりについて不適切な関わりになっていないか確認している。一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。また、園児に対する不適切な養育の早期発見に取り組んでいる。

【項目：46、49、66】

2 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。

教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、それを踏まえた指導計画を作成している。園児が心地よく過ごせる生活にふさわしい場として環境を整備し、一人ひとりの園児を受容し、園児が主体的に活動に取り組めるような教育・保育を行っている。園児が基本的な生活習慣を身につけることができるよう、環境整備や援助を行っている。また、障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。園児の在園時間を考慮した環境も整備され、小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、園児、保護者が就学に向けて見直しを持てるような関わりをしている。

【項目：48、49、50、51、54、55、56、57】

3 福祉サービスの質の確保については、提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

教育・保育に関する標準的な実施方法(マニュアル)の文書化については、権利擁護マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル、食物アレルギーマニュアル、教育実習生受け入れマニュアル、不適切保育対応マニュアル等、多数のマニュアルが作成されている。食物アレルギーマニュアルや実習生・ボランティア受け入れマニュアル等には、園児の尊重やプライバシーの保護に関する姿勢が明示されている。マニュアルは、職員会議等で周知し、職員採用時は、個人情報保護マニュアルを中心に説明されている。安全計画の中で、危機管理に関するマニュアルについては、標準的な実施方法の検証、見直しを実施できるように、マニュアル担当分担表を作成し、今年度の見直し時期と担当者を定めている。アセスメント手法として入園前の面接時に児童票と面接書に沿って、子どもの好きな遊びや言語、食事、睡眠、排泄等、基本的な生活習慣の達成状況や健康状況、家庭の状況等を確認し指導計画を作成している。定期的な指導計画の評価・見直しについては、「指導計画作成・見直しの手引き」に基づいて実施されている。園児に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。

【項目：40、41、42、43、44、45】

◇改善を求められる点

1 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握や、分析が望まれる。

園長は、こども園園長連絡会や行政からの通知等により、事業経営をとりまく動向等を把握し、地域の子どもの動向は、第3期那覇市子ども子育て支援事業計画により把握している。地域の特徴としては、ゼロ歳児のこどもを連れて施設見学に訪れる保護者や転園のための施設見学も多く、近隣の保育園からの5歳児の転入が多い地域であることを把握している。定期的に、那覇市のホームページを活用し「那覇市の福祉」等から、那覇市の社会福祉事業全体について具体的に把握するとともに、施設の利用児の推移や利用率等の集計・分析が望まれる。

【項目：2】

2 地域の福祉向上のための取り組みや地域の子育て支援に積極的に取り組むことが望まれる。

園長はスクールゾーン委員会(小学校職員と民生委員・児童委員、自治会長、地域の子どもに関わる施設等で構成)に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。園は観光地内に位置し、公園が少ないことから子育て支援の必要性を認識し、園長は子育て応援Dayに取り組んでいるが、活発な利用には至っていない状況にあり、立哨ボランティアとの連携を通し、地域の課題把握に努めている。地域の子育て支援については、園の特性を生かした子育て情報の発信や子育てに関する相談等の取組が望まれる。

【項目：26、27、64】

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回の第三者評価の受審において、調査員の方々に専門的かつ客観的な視点から、本園の教育・保育及び園運営を丁寧に評価していただきましたことは、幼児教育を専門とする施設としての自覚と意識がさらに高まる機会となりました。

また、よりよい園運営や今後の園の発展を期待する調査員の方々のご助言やご指導は大変心強く、多くの示唆をいただきました。

職員一人一人の良さや頑張りを労うお言葉をかけてくださったり、質問や疑問に丁寧かつ具体的なアドバイスをくださったりと、調査員の方々の温かく細やかなご対応が、調査後の円滑な園運営にもつながりました。心より感謝申し上げます。

今後は、第三者評価においてご指摘・ご指導いただいた点等を見直し、工夫改善に努めるとともに、利用者の皆様や職員にとって、よりよい環境、より良い施設を目指し、諸整備や保育の質向上に主体的に取り組んでまいりたいと存じます。

この度は、第三者評価を通して、ご支援並びにご指導を賜り、誠にありがとうございました。

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。 a
判断基準	a	法人(認定こども園)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
	b	法人(認定こども園)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
	c	法人(認定こども園)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
	○	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
	○	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
	○	7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育理念と基本方針を明文化し、玄関、事務所、各クラスに掲示し、要覧等に掲載している。理念は「心ゆたかで たくましく 自ら活動できる子」を育むとして教育目標と一致している。基本方針は、「園児や保護者の最善の利益に努めます」「質の高い教育保育を目指します」「安心安全な環境づくりに努めます」と職員の行動規範となる内容を明示している。理念は今年度作成され、職員会議等で周知している。理念と基本方針は重要事項説明書に掲載し、入園説明会で保護者に説明している。理念や基本方針は年度の教育保育計画に記載し、教育目標を園だよりに掲載して周知に取り組んでいる。</p>	

項 目		評価結果
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。 b
判断基準	a	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
	b	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
	c	事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
	○ 2	地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。
	○ 3	子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
	4	定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。
コメント	<p>■取組状況 園長は、こども園園長連絡会や行政通知等により、事業経営を取り巻く動向を把握している。地域の子どもの動向は、那覇市子ども子育て支援事業計画により把握している。地域の特徴として、祖父母が送迎し、敬老会や保育参観の参加率が高い3世代近隣居住地域である。首里城が近く小学校の伝統もあるため、施設見学が多いことや、近隣保育園からの5歳児の転入が多いことを把握している。運営上の課題として、シフト勤務による全体会議の持ちにくさや、外壁のひび割れ、すべり台のサビ等の施設整備が挙げられる。</p> <p>■改善課題 定期的に、那覇市のホームページを活用し「那覇市の福祉」等から、那覇市の社会福祉事業全体について具体的に把握するとともに、施設の利用児の推移や利用率等の集計・分析が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
判断基準	a	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c	経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	
	○	2 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	
	○	3 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	
	○	4 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	
コメント	<p>■取組状況 園長は、職員体制は充実しているが、シフト勤務のため全職員での会議が持ちにくいことを課題として認識している。職員会議を前半と後半で2回開催するなど工夫し、共通理解のもとで円滑な園経営と教育・保育の充実を図っている。園舎の外壁のひび割れやすべり台のサビ防止について、主管課と調整している。人材育成では、職員間の保育参観研修を行い、教育・保育の質向上を図っている。保幼小連携の推進においては、架け橋プログラムについて多くの職員が理解を深められるよう、教頭・担当保育教諭にサブ保育教諭や4歳児担当保育教諭を追加し、協力して取り組む体制づくりに努めている。</p>		

項 目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 b
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○ 2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○ 3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
	4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 中・長期計画は、園の理念と基本方針の実現に向けた目標を明確にし、令和7年度から11年度までの5ヵ年計画が策定されている。設備や備品については、施設設備の点検・修繕、電化製品の買い替え、砂場や園庭の整備、園庭樹木の点検・剪定等の具体的な年度計画が示されている。この中・長期計画は、職員会議で全職員に周知されている。なお、令和7年度の計画に位置づけられている樹木の剪定については、すでに業者への依頼に必要な予算が確保されている。</p> <p>■改善課題 設備や備品の中・長期計画については、収支計画書の作成及び計画の見直しが望まれる。事業の進捗状況が確認できるよう様式に達成度率を追記することに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。	
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。	
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	
	○	2 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	
	○	3 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	
	○	4 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>単年度の事業計画として、令和7年度教育・保育計画が策定されている。これは中・長期計画を反映し、消防設備点検や樹木の剪定等、実行可能な具体的な内容となっている。計画は概要、学校評価、園経営、教育課程、各種指導計画、園内研修、行事实施計画、子育て支援等で構成され、年間行事予定表には会議や研修も記載されている。各計画は、実施後に評価と振り返りを行い、次年度計画に見直し反映されている。</p>		

項目		評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	○ 2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	○ 3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	○ 4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	○ 5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>単年度の事業計画として、教育・保育計画(学校評価計画、安全計画、保健計画、基本的な生活習慣指導計画、食育年間指導計画等)を、職員も参画する編成会議で作成している。計画は各クラスや職員室に設置し、周知している。実施状況は、週・月案会議や毎月の職員会議で進捗を確認し、行事や安全計画はその都度反省・評価している。「事業計画の実施状況の把握と評価、見直しの時期等についての手順書」に基づき評価している。教育・保育計画の見直しは各担当で検討し、園長と教頭が案を作成する。編成会議で決定後、3月下旬に担任に配布し、4月の園内研修で読み合わせている。</p>	

項 目			評価結果
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c	事業計画を保護者等に周知していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	○	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	○	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	○	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況 入園説明会や保護者懇談会等で、園長が会議や研修を含む年間行事予定表を配布し、園経営や職員の資質向上の取り組みについて理解を促している。配慮が必要な保護者には、個別に分かりやすく説明している。日頃の園児の様子は、降園時間に合わせて玄関に設置したタブレットで写真やコメントを配信している。毎月の各クラスの様子は、クラスだよりで保護者に配信並びに玄関に掲示している。園だよりには教育目標や苦情受付、行事予定等を記載し、通信システムで保護者に配信している。行事の連絡もシステムで送信し、保護者等の参加を促す工夫をしている。玄関口に全体的な計画、安全計画、食育計画等を掲示し周知を図っている。園だより等も掲示し、希望者には紙で提供している。</p> <p>■改善課題 事業計画の内容の理解を促すため、保護者会等で全体な計画を周知することに期待したい。</p>	

項 目		評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。 a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。
	○ 2	教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。
	○ 3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
	○ 4	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>学校評価(職員による自己評価、学校関係者評価、保護者アンケート)を学校評価計画に沿って毎年実施している。全職員の自己評価と保護者アンケートの結果を園長・教頭が集計及び、分析・考察し、職員会議で検討して課題に対する改善方針と改善策を文書化している。評価結果は保護者に配布し、掲示して公表している。園長と教頭を中心に体制を整備し、PDCAサイクルに基づいた教育・保育の質の向上に組織的に取り組み、今回、第三者評価を受審している。評価結果を分析・検討する場は職員会議で位置付けられている。</p>	

項目		評価結果
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。
	n	わからない、判断できない。
着 眼 点	○ 1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
	○ 2	職員間で課題の共有化が図られている。
	○ 3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
	○ 4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
	○ 5	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 職員の自己評価と保護者アンケートの分析により、「架け橋プログラムの推進(小学校や地域の就学前教育保育施設との連携等)、保護者意見への対応、全職員での会議・研修参加の難しさ」が課題として文書化され職員会議で共有している。小学校との連携会議には教頭や担任以外の職員も参加できるよう調整している。タブレットでの写真配信については、個人情報保護の観点及び配信機能がないことから対応が難しいことを保護者に説明した。全職員での会議は、参加を促すため前半と後半に分けて開催している。また、園長は園児の実態や保護者アンケート結果から「自ら挨拶をする習慣の定着」を新たな課題とし、年2回のアンケートを実施して改善策に活かしている。改善方針と具体的な策は毎年見直されている。</p> <p>■改善課題 評価結果から明確になった課題・改善策については職員会議で情報共有されているが、本評価の職員自己評価は0%になっているため、職員への周知・徹底が望まれる。</p>	

いる。

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
	○ 2	施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○ 3	施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○ 4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		■取組状況 園長は認定こども園の経営・管理に関して、「園経営方針」を明示し、年度初めの職員会議で取組内容を説明している。園だよりを毎月発行し、自身の役割と責任を表明している。園務分掌の方針と園務分掌表を作成し、担当職員の業務内容を全職員に周知している。園長不在時の権限委任について教頭から保育教諭までの委任順序を明確にした表を作成し、職員室に掲示して職員に周知している。	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○ 1	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○ 2	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○ 3	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○ 4	施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		■取組状況 法令遵守については、那覇市契約規則に基づき指定事業者と取引を行うなど、利害関係者と適正な関係を維持している。消耗品購入では市全体の環境配慮の取り組みに合わせている。職員のハラスメント禁止は那覇市職員服務規程に明記されており、園長はこども園園長連絡会等や研修を通じて適正な園運営に努めている。法令や規則は掲示やパソコン保存で職員に周知し、熱中症ガイドライン遵守を徹底している。不適切な保育や虐待防止法、個人情報保護等の研修内容は職員会議で伝達し、全員への周知を徹底している。また、セロテープ節約やゴミ袋・土の再利用等、SDGsに積極的に取り組んでいる。働き方改革については、職員に義務化された年休5日取得を実施し、園長は適切なシフト調整に努め、職員は希望する年休取得ができています。	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
	○	2	施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
	○	3	施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
	○	4	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
	○	5	施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。
コメント	<p>■取組状況 教育・保育計画の見直しや学校評価(自己評価、保護者アンケート)を毎年実施し、集計・分析に基づいて課題を把握し、改善方針・改善策を見直している。課題として「架け橋プログラムの推進(小学校や地域の就学前教育保育施設との連携等)」「全職員での会議・園内研修の充実」「自らあいさつをする習慣の定着」等が文書化されている。改善として、小学校との連携体制を強化し、全職員で企画委員会や小学校会議への積極的な参加に取り組んでいる。職員会議は、全職員の共通理解を図るため、前半と後半に分けて開催している。園内研修の充実引き続き取り組み、年2回、職員間で保育参観研修を進めている。あいさつについては重点目標とし、6月にアンケート調査を実施している。週案会議には園長・教頭が参加し、ねらいに沿った話し合いを行い、職員会議では職員の意見を受け止め、園児や職員の意欲を引き出す取り組みにつなげている。今回の第三者評価受審にあたり、全職員で教育・保育の振り返りを行い、マニュアルの作成・見直しを職員の意見を取り入れた分担制に変えている。</p>		
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
	○	2	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
	○	3	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
	○	4	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
コメント	<p>■取組状況 組織の理念実現のため、労務分析に基づき、12時間開所、フリー保育教諭や園務補助員などを配置し、業務の実効性を高めている。市として担任2人制や休憩代替教諭を導入し、働きやすい環境を整備している。保護者対応では、登降園管理や緊急連絡、各種おたよりの通信システムを導入し、児童票・指導計画もシステム化により事務作業の軽減を推進している。今年9月からは一時預かり・延長保育でキャッシュレス決済を導入した。園長・教頭は第三者評価を通じて園運営情報を整理し自己評価に取り組み、理念と教育目標、学力向上・研究協議の取り組み体制を具体的に提示している。職員自己評価では、着眼点2・3・4で80%超の評価を得ている。</p>		

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。
	○	2	教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。
	○	3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
	○	4	法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>那覇市の人事規程と人材育成基本方針に基づき人員体制を定め、市の採用候補者試験により専門職員を確保している。また、週休・年休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、園務補助員などを会計年度任用職員として配置し、必要な人材を確保している。市として担任2人制や休憩代替保育教諭を導入し、ハローワークや広報誌を活用して会計年度任用職員等の採用に努めている。さらに、保育士確保事業や保育補助員の養成も主管課で実施されている。欠員が出た場合は知人等への呼びかけも行い、人材確保に尽力している。園長は教育実習生の積極的な受け入れが人材育成に繋がると考え、業務に支障のない範囲で実施し、実習生のやりがいや楽しさを引き出すよう取り組んでいる。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。	
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c	総合的な人事管理を実施していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
	○	2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。
	○	3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
	○	4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
	○	5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
	○	6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>総合的な人事管理として、理念・基本方針に基づき「めざす保育教諭像」を明示している。職員採用は市の採用試験で公募選考され、昇進・昇格は所属長の推薦を条件とするなど、人事基準が明確にされている。本務職員の人事評価は、那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談し、自己評価の目標達成状況を評価している。会計年度職員は年1回の定期評価で目標設定を行い、園長と市の副参事が面談して評価を実施している。労働基準法改正に伴う就労要綱により、非正規職員のキャリアアップが図られており、今年度は1名の非正規職員が保育教諭採用試験に合格している。また、子ども教育保育課長との間で三六協定が結ばれている。公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b	職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c	職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
	○	2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
	○	3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
	○	4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
	○	5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
	○	6	ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
	○	7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
	○	8	人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 労務管理の責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇や時間外労働のデータはシステムで管理され、園長・教頭が職員の就業状況を把握している。ストレスチェックを実施し、市の保健師による巡回相談や厚生係での相談体制がある。「こころの相談窓口」のポスターを更衣室に掲示し、園長と教頭も相談に応じている。退職金制度があり、年1回の職員健康診断を実施し、人間ドックや予防接種への補助もある。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、産休・育休明けは短時間勤務が可能である。園長はシフト調整により、事前の有給休暇申請が100%取得できるよう配慮している。非正規職員に会計年度任用制度が導入され、月給制、賞与、時間外手当が支給され、公立学校共済組合への加入が認められている。 公立については、着眼点7は対象外とする。</p>		

項 目			評価結果
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c	職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
	○	2	個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
	○	3	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
	○	4	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
	○	5	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>教育・保育計画の園経営方針に「めざす保育教諭像」を明示し、職員に周知している。職員の目標管理のため、市の人事評価制度を活用し、保育教諭は毎年、自己評価を実施している。年度初めに園長が組織目標を説明し、職員は「那覇市保育者育成指標」に基づき、今年度の目標を設定している。一次評価は教頭が年度途中で、二次評価は年度末の園長面談で達成状況を振り返り、評価と目標の見直しを行っている。会計年度職員は定期評価を実施し、園長・教頭がサポートしている。一次評価は園長が行い、年度末の最終評価は市の副参事が行っている。</p>	

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c	認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
		2	現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
	○	3	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
	○	4	定期的に計画の評価と見直しを行っている。
	○	5	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 「期待する職員像」として、教育・保育計画に「めざす保育教諭像」を明示している。「那覇市保育者育成指標」に、6つのキャリアステージと、各ステージに求められる資質・能力を明記し、職員に周知している。市の採用基準は、保育士と幼稚園教諭の免許取得者である。園内研修計画に沿って、「不適切な保育とは」や「アレルギー児について」等の研修を実施している。市や県の研修計画に基づき、初任者研修や2年目研修等の園外研修を受講し、報告書を作成・回覧している。令和6年度は不適切な保育の発生に対応するため、4月、8月、12月に「不適切な保育」研修を行い、翌年1月に「個人情報の適正な取り扱い」について研修している。園内研修計画は、2月の編成会議で評価・反省のもと見直ししている。</p> <p>■改善課題 園内研修計画に「めざす保育教諭像」を追記、及び「那覇市保育者育成指標」に基づいた計画の策定が望まれる。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
	○	2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
	○	3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
	○	4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
	○	5	職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。
コメント		<p>■取組状況 職員の資格取得状況は、採用時の履歴書と資格証の提出により把握している。新採用職員は、沖縄県の初任者研修や2年目研修を受講し、園長や教頭が個別にOJTを行っている。園長、教頭、保育教諭、特別支援教育ヘルパー等は職種別研修を受講し、園務補助員は給食に関する研修を受講している。市が主催する階層別研修や子育て支援、食育、発達支援、人権等のテーマ別研修も受講している。外部研修の情報は職員室に掲示し、個別の声かけでも提供している。オンデマンド研修は、職員が受講できるようシフトを調整する等の配慮をしている。</p> <p>■改善課題 職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修の実施について、職員の個別研修履歴の作成に期待したい。</p>	

項目		評価結果	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
	○	2	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
	○	3	専門職種の特徴性に配慮したプログラムを用意している。
	○	4	指導者に対する研修を実施している。
	○	5	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「教育実習受け入れマニュアル」に、実習生への指導、遵守事項、受け入れ側の基本姿勢、カンファレンスの目的と対応が明記されている。受け入れ手順にはオリエンテーションを明記し、実習記録、指導計画、園業務等の指導、会議・カンファレンスへの参加、園児と保護者への事前説明、守秘義務の厳守についても記載されている。実習生の受け入れ窓口は園長で、園長が実習プログラム付きのオリエンテーション資料を作成し説明し、守秘義務の同意書を提出させている。実習プログラムは観察、部分、責任実習など、専門性に配慮した養成校と同じ内容で構成されている。職員、保護者、園児に事前に周知している。園長は、担当クラス担任にマニュアルに沿って心構えや日誌の書き方等を指導している。実習期間中は養成校担当者の巡回指導を受け入れ、実習生は学校の間接報告会に出席させている。</p>		

項目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
	○	2	認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
	○	3	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
	○	4	法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。
	○	5	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。
コメント		<p>■取組状況 基本方針や教育・保育の目標、内容をホームページで公開し、要覧や重要事項説明書、入園のしおりには理念を含め記載している。苦情・相談体制として沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターを掲示し、苦情件数の公表や保護者からの意見や相談の対応は随時受け付けている旨を、毎月の園だよりに記載し周知している。今年度に初めて第三者評価を受審している。園長は地域の委員会等に参加し、関係機関へこども園の説明や要覧の配布を行っている。今後、首里ネットワークへの参加を計画し、地域におけるこども園の役割を明確にしていく方針である。</p> <p>■改善課題 子育て応援Dayの地域への積極的な広報活動、及びホームページへの理念の公開が望まれる。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
	○	2	認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
	○	3	認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
	○	4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。
コメント		<p>■取組状況 園務分掌や契約規則等は那覇市の規定に基づいて運営されている。教育保育計画に職務分掌と権限・責任を記載して担任に配布し、担任以外の職員は職員室で確認してもらい周知している。那覇市の特定教育・保育施設等指導監査は毎年実施されており、那覇市は中核市として外部監査も導入している。 公立のため着眼点3と4は対象外とする。</p>	

項 目		評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	①	園児と地域との交流を広げるための取組を行っている。 b
判断基準	a	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	園児と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
	○ 2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
	○ 3	園児の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
	○ 4	認定こども園や園児への理解を得るために、地域の人々と園児との交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
	○ 5	個々の園児・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
コメント	<p>■取組状況 地域との関わりは基本方針や全体計画など各種計画に位置付け、目指すこども園像に「家庭や地域との連携を深め、信頼関係を築くこども園」と明記している。那覇市子育て応援ガイドやこども相談窓口、支援センター、講演会等の情報を掲示し、地域資源を活用している。園児は首里城祭りや城西っこ祭りに保護者と参加し、「腹話術」や「わらべうた遊び」などで地域住民と交流している。勤労感謝の日には城西小学校で行われる集会に参加し、民生委員や立哨の方に手作りのメダルやお手紙などを贈り、感謝を伝えている。首里城ウォークラリー等を通して地域文化施設の利用を促し、送迎が困難な保護者へはファミリーサポートを紹介している。</p> <p>■改善課題 園児が地域の行事や活動に参加する際に職員やボランティアが支援する体制を整えて取り組むことが望まれる。</p>	

項目		評価結果
24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
	○ 2	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
	○ 3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。
	○ 4	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
	○ 5	学校教育への協力を行っている。
コメント	<p>■取組状況 「ボランティア受入れマニュアル」に受入れの基本姿勢や意義・目的を明記し、園と那覇市こども教育保育課が窓口となって体制を整えている。「職場見学・体験受入れマニュアル」には学校教育への協力方針や受入方法、守秘義務誓約書や報告書の提出などを定めている。学校教育への協力として、中学生の職場体験や小学生の見学を受け入れ、職員には会議で、保護者には園だよりで、園児には帰りの会で事前に周知している。園長がオリエンテーションを行い誓約書を提出させ、活動報告書を学校へ提出している。保護者の読み聞かせや地域住民の腹話術、わらべうた遊びなど地域との交流も継続している。</p> <p>■改善課題 オリエンテーション資料の文書化、及び学校に提出させているボランティア活動報告書(写)を園にも残すことに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c	園児によりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	当該地域の関係機関・団体について、個々の園児・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
	○	2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
	○	3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
	○	4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
	○	5	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、園児・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
	○	6	(認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児への対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>社会資源として、那覇市子育て応援ガイドや相談窓口、支援センター、講演会等の情報を掲示し、囑託の歯科医による「かみかみ後援会 歯科相談行っています」の講演会の案内を保護者に配信している。緊急時対応マニュアルに連絡先を記載し、「城西っ子の家」一覧には地域の社会資源79カ所を明示し職員で共有している。園長や教頭は小学校職員会議に参加し、合同避難訓練や交流を実施している。保幼小連携協議会や特別支援コーディネーター研修会で関係機関と連携し、支援児への対応を協働で進めている。こども家庭センターや児童相談所等と連携し、支援や保護を要する家庭への支援を行っている。</p> <p>着眼点5は、地域に適当な関係機関があるため対象外とする。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。	
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	○	2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
		3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント	<p>■取組状況 園長はスクールゾーン委員会(小学校職員と民生委員・児童委員、自治会長、地域の子どもに関わる施設等で構成)に参加し、地域の福祉ニーズの把握に努めている。園は観光地内に位置し、公園が少ないことから子育て支援の必要性を認識している。園長や教頭は保こ小連絡協議会で子育て応援Dayの取組を説明し、就学前保育施設の見学依頼に対応して園児との交流を行っている。城西小のスクールゾーン委員会や立哨のボランティアとの連携を通して地域の課題把握に努めている。</p> <p>■改善課題 地域の子育て支援の取組について地域への積極的な情報発信、及び地域住民に対する相談事業などを通じた福祉ニーズ等を把握するための取組の実施が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
		2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
		4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	○	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント			<p>■取組状況 未就園児の親子向けに園独自のチラシ「那覇市の保育園・こども園・幼稚園の情報はこちらから」を作成して玄関の外に掲示し、那覇市ホームページにリンクするQRコードを掲載して申請書をダウンロードできるようにしている。那覇市教育保育課は地域子育て支援センターでの講座や出前支援、子育て情報をInstagramで発信している。園長はスクールゾーン委員会の一員として地域パトロールに参加し、防犯や危険個所の把握に努め地域に貢献している。災害時には小学校と連携し、トイレの開放や炊き出し準備を行う体制を整えている。</p> <p>■改善課題 作成した園独自のチラシと子育て応援Dayについては地域へ向けた積極的な情報発信、及び園が有するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する具体的な事業・活動を計画に明示して取り組むことが望まれる。</p>

項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	①	園児を尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。 a
判断基準	a	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	園児を尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	理念や基本方針に、園児を尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 2	園児を尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○ 3	園児を尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○ 4	園児の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○ 5	園児の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○ 6	(認定こども園)園児が互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○ 7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○ 8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 「倫理綱領」に子どもの最善の利益の尊重を明示し、理念にも園児と保護者の最善の利益を追求することを掲げている。子どもの権利条約の原則に基づき、「4つの原則」と「4つの権利」の遵守、体罰・虐待の禁止、人権擁護のためのセルフチェックを実施している。今年度は「こどもの4つの権利についての対応マニュアル」を作成し、「園児のプライバシー保護に関するマニュアル」には自分の体を大切にできる着替えの方法についても記載され、「不適切な保育について」の園内研修を複数回実施している。職員は年2回セルフチェックで振り返りを行い、園児同士の尊重を育むために絵本や紙芝居、肯定的な言葉かけの共有を実践している。「ふわふわ言葉」や手話の歌で命の大切さを伝え、男女混合名簿や呼称の工夫で性差への配慮をしている。保護者アンケートでは職員の丁寧な説明が評価され、特別支援教育・保育についても入園時に説明している。</p> <p>■改善課題 人権擁護のためのセルフチェックシートの更なる活用に期待したい。</p>	

項 目			評価結果
29	②	園児のプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	b
判断基準	a	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、園児のプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c	園児のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○	2 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○	3 一人ひとりの園児にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、園児のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4 園児や保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 園児のプライバシー保護のため、「倫理綱領」と「プライバシー保護に関するマニュアル」を作成し、「こどもの4つの権利についての対応マニュアル」に基づき、参加する権利として「プライバシーや名誉がきちんと守られること」の対応手順を定めている。これには、着替えの指導や、絵本「だいじだいじどこだ」等を用いた話し合いの機会を持つことが含まれる。園舎は観光客が多い場所にあるため、ガラス張りの窓にロールカーテンや手作り暖簾を設置して外部の目を遮る工夫をしている。曲線を多用した保育室には、園児が一人になれるスペースもある。園児には、体の大事な部分が見えない着替え方やトイレの使用法について分かりやすく指導している。着替え時はマニュアルに沿ってロールカーテンをおろし、園児同士も見ないように指導に努めている。3歳児は園庭遊び後、1階でパーテーションを設置して着替えるように配慮している。トイレにはドアがあり、プライバシーが守れる男児用小便器を導入している。プライバシー保護の取り組みは、生命の安全教育に関する資料として保護者に配信し周知している。</p> <p>■改善課題 マニュアルには発育測定時や内科検診時、着替え時等の留意事項が記載されているが、プライバシー保護に関する取組の意義や必要性等も含め、各支援場面における具体的な手順の追記が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
	○	2	認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
	○	3	認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
	○	4	見学等の希望に対応している。
	○	5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
コメント	<p>■取組状況 基本方針はホームページで公開し、理念や教育保育目標、教育保育の内容等を記載した要覧を小学校や自治会、近隣のみらいこども園に置いている。利用希望者への情報提供は、市の担当部署に必要書類を置いている。要覧には園舎の写真を組み入れ、イラストで園児の活動の様子を紹介している。利用希望者には要覧を配布して園長や教頭が個別に説明し、見学にも対応している。要覧の内容は年度の予定や園のいちにち、めざすこども像、職員構成や学級数等も記載して、毎年見直している。</p> <p>■改善課題 理念のホームページでの公開、及び教育・保育内容紹介資料の公開内容の充実に期待したい。</p>		

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。	
	b	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。	
	c	教育・保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
	○	2	教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
	○	3	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
	○	4	教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
		5	特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始や終了時の留意事項は、重要事項説明書や入園のしおりに記載し、入園時に説明して書面で同意を得ている。入園のしおりに、運営方針や心構え、こども園での生活、準備するものをイラストでわかりやすく説明し、準備品は在園児の実物も提示している。年間行事予定表の保護者参加行事には◎印を付けて目立たせている。認定の変更はマニュアルに沿って支援し、市が決定する。特に配慮を要する保護者には、職員室等の静かな場所で必要に応じて個別に説明している。</p> <p>■改善課題 特に配慮を要する保護者の説明については明文化し、ルール化したうえで適正な説明、運用を図ることが望まれる。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。	
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。	
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
	○	2	認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
	○	3	認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。
コメント		<p>■取組状況 「教育・保育の継続性に配慮した手続きマニュアル」に、卒園や転出時の手順と引継ぎ文書が記載されている。卒園児の小学校には児童要録(写)を送付し、1年担任に申し送りを行っている。個別の支援計画等は保護者の同意を得て就学先に送付し、特別支援コーディネーターや校長、教頭等に申し送りを行っている。転出時は保護者に退園手続きをお願いし、園長は在園証明書を発行し、退園準備は担当が行っている。転出先からの文書依頼には保護者の同意を得て必要書類を送付している。退園後の相談等には、教頭が対応し、利用が終了した後の相談方法や担当者について記載された文書を準備している。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	①	利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○	1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
	○	4 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>日々の教育・保育では、子どもの会話や表情から満足度の把握に努めている。朝や帰りの会で「楽しかったこと、頑張ったこと」を発表する機会を設定している。保護者に対しては、毎年、学校評価の保護者アンケートと行事後のアンケートを実施し、園長が集計・分析している。年2回の個人面談や年1回の保護者懇談会も、満足度を把握する機会として園長・教頭・担任が出席している。学校評価のアンケート結果は、集計と「改善に向けた意見」への回答を報告書として保護者に配布している。結果を分析し、課題と改善策を職員会議で作成している。「親子首里城ウォークラリー」の意見に対応し、今年度は地域資源の活用を計画に位置付けている。昨年のお招き会の反省から、今年のお招き会の座席はゴザをなくし、園児用椅子とパイプ椅子で対応している。</p>	

項 目			評価結果
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b	苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント	<p>■取組状況 苦情解決の仕組みについては、園長を要望・苦情受付担当者、こども教育保育課長を責任者とし、第三者委員2名を選任して体制を整備し、重要事項説明書に記載して保護者に説明している。沖縄県福祉サービス運営適正化委員会のポスターも掲示している。毎年、保護者アンケートを実施し、職員室前に「意見箱」を設置している。苦情の内容、検討の経過、対応策は、申し出た保護者にフィードバックし、記録を保管している。苦情件数の公表や保護者からの意見や相談の対応は随時受け付けている旨は、毎月の園だよりに記載し周知している。学力向上推進のアンケート結果に基づき、今年度は①基本的生活習慣の定着に向けた家庭との連携として自らあいさつする態度の育成と②保育の質の向上を図る園内研修の充実を重点目標として取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 苦情については受付と解決を図った記録を保管しているが、電話や登降園時に受けた相談や意見についても記録し、申し出た保護者に配慮したうえで相談・意見内容及び検討結果の公表が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント	<p>■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、重要事項説明書に相談・要望・苦情窓口として、受付担当者、解決責任者、第三者委員を記載して説明している。園だよりには「ご意見やご相談がありましたらお声かけ下さい」と、全職員で対応することを記載している。職員室前には、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会や第三者委員の連絡先が記載されたポスターを掲示し、「意見箱」も設置している。保護者との相談や面談時は遊戯室を利用し、プライバシーに配慮している。</p> <p>■改善課題 保護者が相談や意見、苦情を述べる相手として、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の重要事項説明書への追記、及び教育保育計画の苦情への対応のフローチャート(p.36)において苦情申出が園受付となっているので、園以外の申出先の追記が望まれる。マニュアルと教育保育計画のフローチャートの統一も望まれる。</p>		
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント	<p>■取組状況 職員は登降園時等に保護者からの相談や意見の傾聴に努めている。意見箱や保護者アンケートで意見を把握し、「相談・苦情・意見対応マニュアル」に基づき迅速な対応を図っている。把握した相談・意見は園長・教頭に報告し、職員間で対応策を検討・記録している。苦情件数の公表や保護者からの意見や相談の対応は随時受け付けている旨は、毎月の園だよりに記載し周知している。対応困難な要望には検討結果を説明している。「不適切な言動」の苦情を受け、園内研修で人権尊重を再確認し、話し合いの場を設けている。職員は人権擁護のためのセルフチェックリストを活用し、教育保育を振り返っている。今年作成されたマニュアルのフローチャートを今回見直している。</p> <p>■改善課題 意見箱の確認・開封は園長と教頭で行っているが、複数人で行うことについてマニュアルに追記することに期待したい。</p>		

項 目			評価結果
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、園児の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。	
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、園児の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。	
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、園児の安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
	○	2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。
	○	3	園児の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
		4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
	○	5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
	○	6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。
コメント	<p>■取組状況 リスクマネジメント体制の責任者は園長で、不在時の権限委任表も作成している。事故発生時、不審者対応、熱中症対応などの危機管理マニュアルや緊急時対応フローチャートを作成し、職員に周知している。事故発生時は、園長、教頭、発見職員で再発防止を検討し、事故報告書やヒヤリハット表を作成・記録し、職員室に掲示している。他所の事故事例も会議等で周知している。毎朝、園長・教頭らによる園舎内外の安全点検を実施し、毎月1日を安全点検の日としている。錆びた滑り台の修繕等も行っている。円形園舎の1階に「危険箇所マップ」を掲示し、2階通路にライン表示、遊戯室の柱に衝撃緩和対策を施している。園庭の遊具下に安全マットを設置し、砂場にはネットを設置している。職員は「危機管理と安全教育」等の研修・訓練を受講している。</p> <p>■改善課題 こどもの安心と安全を脅かす事例を積極的に収集し、その事例について職員参画のもとで要因分析や改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が望まれる。</p>		

項目		評価結果
38	②	感染症の予防や発生時における園児の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の園児の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
	○ 2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
	○ 3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
	○ 4	感染症の予防策が適切に講じられている。
	○ 5	感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
	○ 6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
	○ 7	(認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>感染対策の責任者は園長で、防災組織で対策本部長を務めている。感染症の予防と発生時等に関するマニュアル、保健計画、BCP計画を整備し、職員に周知している。入園のしおりで感染症の種類や登園基準を保護者に説明している。「感染症の予防」や「BCP計画」、「嘔吐物処理」の園内研修も実施している。感染症の疑いがある園児は、保護者に連絡し受診を依頼している。結膜炎発生時は、全クラスでロッカーや玩具などを消毒している。日常では換気やテーブルのアルコール消毒を行い、手洗い場のポスター掲示等で予防を徹底している。保健計画では新型コロナウイルスの第5類移行を受け基準を見直した。園で感染症が発生した場合は、感染症名と人数を玄関に掲示し、保護者に通信システムで一斉送信して周知し、市にも報告している。市の感染症週報も掲示し、感染拡大防止に取り組んでいる。</p>	

項目		評価結果
39	③ 災害時における園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、園児の安全確保のための取組を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	災害時の対応体制が決められている。
	○ 2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○ 3	園児、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○ 4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○ 5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント	<p>■取組状況 園長を隊長とした自衛消防隊が編成され、職員室には火災対応フローチャートが掲示されている。1階には消火器設置図や避難経路図、安全マップ、災害時対応ガイドを掲示し周知している。園舎は耐震構造で、ベランダに避難用すべり台があり訓練も実施している。年間15回の避難訓練は、火災、地震、不審者を想定し、延長保育時や土曜保育時、年2回は小学校と合同で実施している。訓練時は、避難バックを持ち出し園児の安否確認をしている。今年度も保育参観日に保護者との引き渡し訓練を実施している。保護者には、重要事項説明書等で安否確認、避難場所、連絡方法を説明している。防災設備の定期点検を実施している。BCP計画を策定し、教頭が備蓄を担当し、水や食料(アレルギー対応食含む)の3日分程度を管理し、賞味期限を確認・補充している。行政とは災害時共有システム訓練が行われている。</p> <p>■改善課題 災害時において教育保育を継続するために必要な対策(BCP)については、定期的に研修及び訓練の実施が期待される。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保			
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	a
判断基準	a	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育の実施が十分ではない。	
	c	教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、園児の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育に関する標準的な実施方法として、権利擁護、個人情報保護、危機管理、食物アレルギー、教育実習生受け入れ、不適切保育対応など、多数のマニュアルが作成されている。今回の第三者評価受審にあたり、今年度6月以降に多くのマニュアルが新規作成された。アレルギーや実習生マニュアル等には、園児の尊重やプライバシー保護の姿勢が明示されている。各種マニュアルは、職員室や各クラスに設置し、職員に周知されている。職員採用時には、個人情報保護マニュアルを中心に説明している。毎週の週案会議で、園長・教頭・担任が、教育・保育が各種マニュアルや指導計画に沿って実施されているか確認している。戸外遊びは熱中症対策で時間を調整するなど、画一的にならないよう実践している。</p>	
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b	標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c	標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
	○	2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
	○	3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
	○	4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。
コメント		<p>■取組状況 標準的な実施方法の検証・見直しに関しては、安全計画の中で、危機管理に関するマニュアル(食物アレルギー、不審者対応等)については、マニュアル担当分担当表を作成し、今年度の見直し時期と担当者を定めている。その他のマニュアルは、2月の教育編成会議で協議し見直すことになっている。6月に見直し予定の水遊びマニュアルは、「監視者は入水せず全域の監視に専念する」と見直している。全体的な計画や教育保育計画は、毎年2月に反省・評価を行い、3月には次年度計画を作成している。週日案は毎週木曜日、月案は毎月第3木曜日に振り返り見直している。強度の牛乳アレルギーのある子どもの給食は、他児に触れないよう先出から後出しに変更している。</p> <p>■改善課題 今年度作成のマニュアルには、作成年月日が記載されているが、継続して使用しているマニュアルの中には、作成や見直しの時期が記載されていない物もあり、マニュアルの履歴が分かるように制定年月日や改訂年月日の記載に期待したい。</p>	

項目		評価結果
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。 a
判断基準	a	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
	b	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
	c	アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
	○ 4	(認定こども園) 全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。
	○ 5	(認定こども園) 園児と保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
	○ 7	(認定こども園) 指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。
	○ 9	(認定こども園) 指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>指導計画作成の責任者は園長と「指導計画作成・見直しの手引き」に明記されている。アセスメントは、入園前の面接時に児童票や面接書に基づき、好きな遊び、基本的な生活習慣の達成状況、健康状態、家庭の状況等を確認している。入園後は、送迎時の情報交換や個別面談から発達上の課題や要望等を把握し、職員間で協議している。特別な支援を要する子どもについては、園や保護者、関係機関が協議に参加し、保護者の同意を得て個別の指導計画書を作成している。関係機関と調整し短期間の利用に応じた事例がある。指導計画は各クラスで立案され、毎週木曜日の週案会議で園長、教頭、担任が実践状況を振り返り評価を行っている。指導計画には、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿が反映されている。</p>	

項 目		評価結果
43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
	○ 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
	○ 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
	○ 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、園児・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
	○ 5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>「指導計画作成・見直しの手引き」に基づき、全体的な計画や年間指導計画は、2月の教育課程編成会議で振り返り、3月に次年度計画を作成している。日々の実践に基づき、月案は第3木曜日、週案は毎週木曜日に、園長、教頭、担任が参加する週案会議で実施状況を振り返り、次月や次週の計画に反映している。見直された週案は、フリー職員ら全職員に回覧し共有している。指導計画の急な変更については、雨天時のウォークラリーの室内制作への変更や、熱中症アラート発生時の戸外遊びから室内遊びへの変更が計画に記載されている。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	園児に関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c	園児一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	園児の発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	○	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	○	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	○	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	○	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	○	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>週案記録や保育日誌、個別面談記録等は、園で定めた統一様式で記録されている。支援児や気になる園児の記録は、個別の指導計画等で確認できる。園長・教頭が記録内容を確認し、「記録の取り方」等の園内研修も実施している。情報は、保育に入る前や会議等で共有し、重要事項は、職員室に掲示し、全職員で確認し、共通理解を図れるようにしている。毎月1回の全職員会議で指導計画等を回覧し共有している。保育日誌や各種指導計画等はパソコン入力され、職員間で情報共有している。保護者への連絡事項や園だより等は、通信システムで提供されている。</p>	
45	②	園児に関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a	園児に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b	園児に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c	園児に関する記録の管理について規程が定められていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	個人情報保護規程等により、園児の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	○	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	○	3	記録管理の責任者が設置されている。
	○	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	○	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	○	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園児の記録管理体制として、「那覇市個人情報に関する安全管理要綱」や「個人情報保護に関するマニュアル」を整備し、園長が管理責任者となっている。個人情報の漏洩対策として、名簿や指導記録、SDカード、USB等の記録媒体の持ち出しを禁じている。児童票やパソコン等は、使用後に鍵付きキャビネットに収納している。職員は「個人情報の適正な取り扱い」等の研修で理解を深めている。保護者には、重要事項説明書で取り扱いを説明し、「個人情報利用目的同意書」を得ている。</p>	

項目		評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育		
A-1-1) 子どもの権利擁護		
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。 a
判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。
	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。
	○ 2	子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。
	○ 3	権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。
	○ 4	権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。
	○ 5	職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>子どもの権利条約に基づき、権利擁護、虐待対応、不適切保育対応マニュアルを作成し、研修等で職員の理解を図っている。理念・倫理綱領では「子どもの最善の利益」を掲げ、権利擁護に基づく指導計画で教育・保育を実施している。遊びでは自主性を尊重し、個々の幼児を丁寧に受け止め優しい声掛けに努めている。インクルーシブ教育に配慮し、特別支援教育を体制をもって支援している。職員は年2回、人権擁護のためのチェックシートで自己を振り返り、保護者との連携で子どもの異変に気づけるよう努めている。</p>

項目		評価結果
A-2 教育・保育内容		
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)の作成		
47	A② ①	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき全体的な計画の作成及び教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。
判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。
	b	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画は作成しているが、十分ではない。
	c	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成し、その全体的な計画をふまえて指導計画を作成していない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の園児に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。
	○ 2	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。
	○ 3	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。
	○ 4	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
	○ 5	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。
	○ 6	教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。
コメント	■取組状況 全体的な計画は、幼保連携型認定こども園教育保育要領を踏まえ、理念、方針、目標、園児像等が位置づけられている。計画は、要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期までに育ってほしい10の姿」に基づき、養護と教育の各領域を考慮して作成されている。また、小学校との連携、安全管理、特別支援教育、学校評価、職員の資質向上、情報公開など、幅広い要素を考慮している。全体的な計画の見直しは、2月の教育課程編成会議で、各クラスの指導計画の反省評価や行事後の保護者アンケート等を振り返り、次年度の計画作成に活かしている。	

項 目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
	b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
	c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
	○	2	認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
	○	3	家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
	○	4	一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
	○	5	食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
	○	6	手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>熱中症対策として、戸外活動時は、暑さ指数の計測を2回以上行う等、適切な温度管理のもと、園児の健康面と安全面に努めている。園庭、トイレ等の安全点検や清掃を実施し、3歳児の寝具は毎週持ち帰るなど衛生管理に努めている。年齢に応じた備品を設置するとともに、夏場は戸外遊び後の3歳児の着替えスペースを1階に設定する等、実態や活動に応じ工夫して保育を行っている。園庭では、砂場にフン除けカバーを設置し、遊具下にマットを敷く等、安全に配慮している。室内の階段は衝突防止の表示や手すり工夫し、教室内には園児がくつろぐスペースがある。体調不良児は職員が目届く場所で休養させている。気温が高いときはエアコンや扇風機を取り入れ、食事や睡眠などゆったりと安心して活動できる環境を整えている。</p>	

項 目			評価結果
49	A④	② 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	
	b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。	
	c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	○	2 園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	○	3 自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。	
	○	4 園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。	
	○	5 園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	○	6 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>入園前の面談や進級時の引継ぎから、集団経験の有無、生活習慣、家庭での生活リズム等を把握し、学級経営案を作成している。園児の要望を聞きながら、関心のある遊びや教材を複数用意し、時間や場所を工夫して遊びを選択できるように取り組んでいる。職員は、担任以外でも園児の不安を受け止め、寄り添い、受容することで、園児が安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。言葉での表現が難しい園児には、家庭と連携して情報収集し、話しやすい声かけや、帰りの会で「発表したい」と思えるような発問をするなど配慮している。状況に応じて、職員と園児が1対1でゆっくり話し合う機会を設けている。園長が中心となり、保育教諭が手本となるよう、丁寧な言葉遣いを心がけ、せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないよう週案会議で話し合い、確認している。週・日案には、困り感を持つ園児の支援内容が記載され、職員間で共有している。</p>		

項目			評価結果
50	A⑤	③ 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	
	b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。	
	c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
	○	2	基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
	○	3	基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。
	○	4	一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
	○	5	基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>基本的な生活習慣年間指導計画は、あいさつ・食事・排泄・休息・保健衛生・衣服の着脱に分け、ねらい等が記載されている。特に食事においては、年齢ごとの発達に応じた食育年間計画を作成し、「食を営む力」の基礎を培い、食事の習慣を身につけられるようにしている。前年度の評価では、野菜の栽培・収穫が食事への興味につながったことが記されている。着脱や排泄等は家庭の状況を把握し、一人ひとりに合わせた手助けで自立を促している。友達や年長児の姿に刺激を受けて、自分でもやってみようとする一人ひとりの姿を大切に、手を出しすぎずに見守り、失敗も経験として、できたことは褒めて自信につなげている。園児の「やってみよう」とする姿勢を大切に支援している。活動と休息のバランスが保たれ、園庭遊び後は静かな活動や午睡を取り入れている。イラストや写真で、一日の生活の流れや手洗いの仕方等を園児が理解しやすいよう工夫している。</p>	

項目			評価結果
51	A⑥	④	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。 a
判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	
	b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。	
	c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。
	○	2	園児が自発性を発揮できるよう援助している。
	○	3	遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
	○	4	戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感ずることができるような視点を取り入れている。
	○	5	生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。
	○	6	園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
	○	7	園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。
	○	8	園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園庭や教室では、各種指導計画に基づき、月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境を整え、園児が遊びを選択できるようにしている。涼しい時間帯に園庭では固定遊具や縄跳び、鬼ごっこ等で遊び、小動物や草花に触れ、自然に囲まれた活動を行っている。教室では、ままごと、ブロック、製作、お絵描き等、発達や季節に応じた環境整備をしている。園児は好きな遊びを一人または友達と関わりながら楽しんでいる。チャレンジカードを活用し、全身を使った遊びに挑戦するよう促している。遊びの中で、遊具の貸し借りやルール作りを通して言葉で伝え合い、友達とのやりとりや遊びが継続できるようにしている。お招き会では、園児が意見を出し合いダンスの振付を完成させた。表現活動では、様々な音に触れ、製作では作品の鑑賞を通して新たな刺激を受け、表現する楽しさを味わっている。</p>		

項 目

評価
結果

52

A⑦	⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	/
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
	2	0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
	3	園児の表情を大切に、応答的な関わりをしている。	
	4	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
	5	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
	6	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
注意点 教育・保育要領		<ul style="list-style-type: none"> ・要領第2章-第2節 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容p159 ・要領第2章-第5節-1-(1) 乳児期の園児の保育に関する配慮事項p302 	
コメント		<ul style="list-style-type: none"> ■取組状況 ■改善課題 	

53

A⑧	⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	/
判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	1	一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。	
	2	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
	3	園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
	4	園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
	5	保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
	6	様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
	7	一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
注意点 教育・保育要領		<ul style="list-style-type: none"> ・要領第2章-第3節 満1歳以上3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容p180 ・要領第2章-第5節-1-(2) 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項p305 	
コメント		<ul style="list-style-type: none"> ■取組状況 ■改善課題 	

項 目			評価結果
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している	
	b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
	○	2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
	○	3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
	○	4	園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>3歳児は、保育教諭が表情から気持ちを共感し、遊びや生活で一人ひとりの思いに寄り添い、応答的な関わりをしている。話を丁寧に聞き、初めての経験に不安な園児には個別に関わる時間を確保し、信頼関係の構築に取り組んでいる。集団が苦手な園児には、一人で過ごせる隠れ部屋（絵本コーナー）を設けている。園庭では、3歳児が4・5歳児の遊びに関心を持ち、自ら興味を持って取り組む様子が見られた。季節や発達に応じた様々なコーナー遊びが用意されている。ままごと遊びでは、廃材を使い友達と関わりながら、レジでバーコードを読み込む真似などをして遊んでいる。</p> <p>4歳児は、進級児・新入園児それぞれの意欲や不安を受け止め、自分の気持ちや友達の気持ちに気づくよう関わっている。室内では、イメージを大切にしたコーナー遊びを用意し、存分に遊んでいる。お招き会では、話し合いを重ねて好きなリズムや振付を出し合い、一つの出し物を製作し披露している。</p> <p>5歳児は、新入園児と進級児の姿を把握し、興味関心に合わせ場所や時間、遊具や教材等環境を整えている。自由に話せる場を確保し、園児の思いを大切にしている。園児が主体的に関われるよう、園児同士の話し合いでは多数・少数意見に丁寧にに関わり、意見を否定しないようにしている。友達同士で話し合い役割を分担し、気づきやアイデアを出し合い、協同してドッジボールやテント作り等を継続できるよう取り組んでいる。</p> <p>園児の成長や共同で取り組む活動内容は、クラスだより、保育参観、行事等で保護者に伝えている。公開保育や小学校連携を通して、地域の保育施設や小学校職員と意見交換している。</p>		

項目			評価結果
55	A⑩	⑧	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
	○	2	障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
	○	3	計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。
	○	4	園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
	○	5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。
	○	6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
	○	7	保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
	○	8	他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>建物はバリアフリーで、多目的トイレやエレベーターを設置し、支援児を受け入れる環境が整備されている。特別支援教育経営方針を策定し、園内支援委員会を設定している。教頭が特別支援コーディネーターに位置づけられ、特別支援教育ヘルパーが配置されている。担任は個別の教育支援計画を作成し、保護者の同意を得て、特性に応じた生活習慣や遊びの援助を行っている。週日案やヘルパー日誌に、支援児とクラス園児の関わる姿を記録している。園内支援委員会を月1回、関係者会議も定期的で開催し、園長、教頭、担任、ヘルパーが参加し、保護者や関係機関と連携している。那覇市こども発達支援センターと連携し、巡回指導相談を受け、保護者も含めて支援のアドバイスや情報交換を行っている。職員は市の研修を受講して専門性を高めている。送迎時や年2回実施する個人面談、また必要に応じて行う個別の保護者面談等を通して、園児の園生活の過ごし方を伝えたり保護者からの相談に対応したりしている。支援児だけでなく、困り感を持つ園児についても連携し、関係機関につなぐ支援を行っている。</p>		

項目			評価結果
56	A⑩	⑨	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。 a
判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	
	b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。	
	c	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。
	○	2	在園時間の長い園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。
	○	3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。
	○	4	年齢の異なる園児が一緒に過ごすことに配慮している。
	○	5	園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
	○	6	在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。
	○	7	園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。
	○	8	担当の保育教諭等と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。
	○	9	1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている
コメント	<p>■取組状況</p> <p>年間指導計画や日課表で、園児が主体的に園生活を楽しめるよう環境構成を工夫している。保護者との連携については、各学級でクラスノートを活用し、担任間で、保護者との連携や園児の様子、遊びや活動等の状況について共有している。また、週案会議等の確認事項については、会議録を作成し、全職員に回覧して共通理解を図っている。情報や状況を共有することにより、園児や保護者へ一貫した対応ができ、園や職員への信頼につながるよう努めている。個人の対応は、引き継ぎ簿に詳細を記載し、口頭で保護者に報告することで、全ての職員が園児の様子を伝えられるようにしている。教育・保育時間からの流れを大切に、園庭遊び時や延長保育時でも園児の好きな遊びや要求に応じている。午後の活動や土曜保育、進級前には異年齢交流を行っている。園児の不安軽減のため、朝夕や土曜保育にクラス担任を2人配置し、全職員で園児の把握に努めている。延長保育でおやつを提供している。3歳児の午睡や、他の年齢でも活動状況に応じて休息を取り入れるなど、健康と安全に配慮している。1号認定園児含む全園児に生活リズム調整カード(なつやすみがんばりひょう)を配布し、家庭と連携して規則正しい生活リズムや望ましい生活環境の定着が図れるよう取組の工夫に努めている。</p>		

項目			評価結果
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
判断基準	a		小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
	b		小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
	c		小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
	n		わからない、判断できない。
着眼点	○	1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。
	○	2	園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	3	保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
	○	4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
	○	5	施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。
コメント		<p>■取組状況</p> <p>全体的な計画に小学校との連携を位置づけ、「架け橋期のカリキュラム」に基づいた教育・保育を行っている。保幼小連絡会や1年生のお招き会などを通し、「小学校はこういうことをするんだよ」と具体的な行事を取り入れ、園児が就学に意欲を持ち、生活をイメージできるよう支援している。小学1年生との合同の親子交通安全教室に保護者も参加し、様子を見学している。公開保育後には小学校教諭と意見交換を行っている。作成した指導要録は、園長の確認を得て小学校へ提出している。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 園児の健康管理を適切に行っている。	a
判断基準	a	園児の健康管理を適切に行っている。	
	b	園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
	c	園児の健康管理を適切に行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。	
	○	2 園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	○	3 園児の保健に関する計画を作成している。	
	○	4 一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。	
	○	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	○	6 保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。	
	△	7 保育教諭等に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
		8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>■取組状況 年間保健計画を作成し、健診日程や活動報告等を記載している。子どもの健康管理マニュアル等が整備され、職員室には事故対応フローチャートを掲示している。流行中の感染症数も掲示している。日々の健康管理は、登園時に担任らが園児の様子を観察し、保護者からも情報を得ている。保健だより等で感染症や熱中症予防、予防接種等の注意を伝えている。保健計画に今年度から、熱中症予防として水分補給・休息・戸外遊びの指導内容を追記した。暑さ指数を測定し、28を超えると活動場所を移動、さらに超えると屋内活動に切り替え、健康管理に努めている。けがや体調不良児にはマニュアル通り対応している。既往歴や健康状態は、年度始めの内科健診前の問診票で把握し、日々の記録を随時共有している。健康に関する方針や取組、情報等は各種たより等で保護者に伝えている。各種健診や身体測定等の実施に合わせて、身体や健康に関する絵本等を活用し、園児への指導を行っている。</p> <p>* 着眼点7については乳幼児が在籍していないため、評価対象外とする。</p> <p>■改善課題 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供を期待したい。</p>		

項 目

評価
結果

59

A⑭	②	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
判断基準	a	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
	b	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
	c	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	○	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	○	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント		<p>■取組状況 健康診断は保健計画に基づき、内科・歯科検診、尿検査を年2回、蟻虫・視力検査を年1回実施している。結果はパソコンで把握し、保護者には問診票や検査結果を伝えている。受診や治療が必要な園児には個別に受診を促し、結果を確認している。視力検査の前には、視力計測ポスターを掲示している。保健計画のねらいに基づき、歯磨きの大切さを伝え、昼食後に歯磨きを実施している。希望者には虫歯予防のためフッ素洗口を行っている。歯科検診後には、校医によるブラッシング指導を実施し、結果通知後には、虫歯ゼロや治療済みの園児を表彰し、健康な歯や治療の大切さに気づくよう促している。手洗い、うがい、虫歯などに関する絵本の読み聞かせやポスター掲示で、園児の健康への関心を高めている。保護者へは、保健だより等を通して健康意識の向上に取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 健診や検査結果を集計、分析された課題を次年度の保健計画への反映に期待したい。</p>	

60

A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
判断基準	a	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	
	b	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。	
	c	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2 慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3 保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4 食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。	
	○	5 保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6 他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 アレルギー疾患対策マニュアル、健康管理マニュアルを整備し、食物アレルギーや慢性疾患のある園児には、医師の診断と指示に基づき、保護者からの聞き取り内容を園長が把握し、全職員に周知して適切に対応している。入園前の面談等から健康カードを作成し、事前に健康状態を把握している。アレルギー症状や変更があった際は、保育教諭、栄養士、保護者で対応策を話し合っている。指示書は年1回または変更時に提出している。食物アレルギーの園児には園独自のマニュアルを作成し、全職員で共有・実施している。エピペン対象園児は事務所近くのクラスに配置し、食事はアレルギー児だけでグループを作り、配膳は毎日事務所で行い、食べるまでラップをかけている。職員や園児に意識づけを徹底している。食物アレルギー研修は保育教諭も毎年受講している。発作時の対応を園児ごとに記録し、全員が処置できるようにしている。入園のしおりで保護者に周知し、園児にも分かりやすく説明し、孤立しないよう配慮している。</p>	

項目		評価結果
A-2-(4) 食事		
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
判断基準	a	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
	b	食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
	c	食事を楽しむことができる工夫をしていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。
	○ 2	園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
	○ 3	園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
	○ 4	食器の材質や形などに配慮している。
	○ 5	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
	○ 6	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
	○ 7	園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。
	○ 8	園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>食育年間計画や給食指導計画を作成し、全体的な計画に食育を位置付けて取り組んでいる。給食の献立表は、赤・黄・緑の食品に区分して玄関先に掲示し、当日の給食内容も展示して保護者も参考にできるようにしている。園児が摂取すべき量を配膳し、要望に応じて量調整も行う。苦手な献立を食べた園児は褒めて、完食で喜びを経験させている。食器はメラミン樹脂で、献立に応じて準備している。感染予防のため職員が配膳し、食事前に当番が献立紹介を行い、一斉に「いただきます」をしている。苦手な食材は無理強いせず、「一口食べてみよう」と声かけを工夫し、食べられたら保護者と共有している。食育年間計画に基づき、栽培活動を行い、収穫した野菜を家に持ち帰らせるなど、家庭と連携して野菜への興味を促している。少食や偏食のある園児へは、個人面談などで保護者と連携し対応している。給食だよりや献立表を保護者に配布している。着眼点2、3、5、6は94%の職員が「はい」と回答している。</p>	

項 目			評価結果
62	A⑰	② 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
判断基準	a	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	○	2 園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	○	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	○	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	○	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	○	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	○	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>給食は市の給食センターからの配食である。園の給食会議では、園長・教頭による毎日の検食結果に基づき、人気の献立や改善要望をまとめ、偏食・少食の園児の対応を共有している。この結果は毎月給食センターの栄養士に報告している。主管課や給食センター等との定期的な会議でも情報交換を行っている。担任は、入園・進級時に園児のアレルギー、量、好物、苦手な献立等を把握し対応している。季節感のある献立や、沖縄そば、ゴーヤーチップス、ジューシーなどの地域の食文化・行事食を提供している。栄養士は園児に食育活動交流を行い、保護者へは食の大切さや給食の意義について講話を実施している。園児は給食搬入時に調理員と会話を交わし、感謝の手紙などを渡し、給食が給食センターで作られていることを理解している。</p> <p>着眼点7は、給食センターからの外部搬入のため、評価対象外である。</p>		

項目		評価結果
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱	① 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
判断基準	a	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。
	b	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。
	c	園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。
	n	わからない、判断できない。
着眼点	○ 1	連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。
	○ 2	教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
	○ 3	様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。
	○ 4	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
	○ 5	子育てについては、保護者の意思を尊重している。
	○ 6	個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
	○ 7	認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。
	○ 8	相談内容を適切に記録している。
	○ 9	相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。
コメント	<p>■取組状況 家庭との日常的な情報交換は、送迎時の会話やシステムを活用した連絡事項の送信で行っている。園だよりや食育だより等は送信に加え玄関にも掲示し、職員の写真や苦情ポスター、意見箱も設置している日頃の園児の様子は、降園時間に合わせて玄関に設置しているタブレット掲示板で写真やコメントを配信している。毎月の各クラスの様子は、クラスだよりで保護者に配信及び玄関に掲示している。保護者懇談会、保育参観、読み聞かせ等を通して理解を深め、園児の成長を共有している。子育て相談は保護者の思いを尊重し、相談内容はクラスの引継簿や共有ノートに記載している。個別面談は、保護者の就労に配慮し、希望日時や静かな場所で実施している。対応困難時は園長・教頭が連携している。今年9月から、一時預かりや延長保育料のキャッシュレス化を導入している。</p> <p>■改善課題 保護者からの相談は、記録様式を統一して記録し、職員間で共有できる取り組みに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
A-3-(2)地域の子育て家庭への支援			
64	A⑱	① 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	
	b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
	c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1 地域の子育てに関する場所や、情報の提供がされている。	
	○	2 地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。	
	○	3 認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。	
		4 相談内容を適切に記録している。	
		5 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
		6 地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。	
		7 地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。	
コメント	<p>■取組状況 地域の子育て支援として園庭開放と子育て相談を行っている。子育て応援デイについては、小学校や児童館などに案内のポスターと要覧を配布している。受付票を用意し体制を整備しているが、コロナ禍以降、利用が停滞していることが課題である。今年度は地域の保育園児の訪問を受け交流し、未就学児の親子による施設見学(14件)に対応している。1号認定園児に「なつやすみがんぱりひょう」を配布した。玄関前には「那覇市子育て応援ガイド」のポスターを掲示し、9月には園のQRコード付き案内ポスターを作成し、掲示して検索できるように取り組んでいる。</p> <p>■改善課題 園の子育て応援デイや那覇市就学前施設案内ポスターは、地域の人が確認し易い場所に掲示する等、地域への情報発信の検討が望まれる。</p>		

項 目			評価結果	
65	A⑳	㉔	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。		
	b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。		
	c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。		
	n	わからない、判断できない。		
着眼点	○	1	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2	不適切な養育(虐待)等の可能性があると感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3	不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4	職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5	児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6	不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
		7	マニュアルにもとづく保育教諭等研修を実施している。	
コメント	<p>■取組状況 家庭での不適切な養育の早期発見・対応に向け、「虐待対応マニュアル」等に基づき、職員は登降園時の子どもの表情や身体、保護者の言動等を観察し、不適切な養育の兆候の早期発見に努めている。精神的な不調を抱える保護者の言動に注意し、話を受け入れている。疑いがある場合は園長・教頭に報告し、過去にこども家庭センター等に相談した事例がある。児童相談所からの問い合わせにも対応している。玄関には「こころが楽になるコツ講座」などのポスターを掲示し、虐待予防につなげている。</p> <p>■改善課題 家庭での不適切な養育の早期発見と子どもの対応に向けた職員研修を定期的実施することが望まれる。</p>			

項 目			評価結果
A-3-(3)園児への不適切な関わりの防止等			
66	A②	① 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
	b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない	
	c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	n	わからない、判断できない。	
着眼点	○	1	不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。
	○	2	不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。
	○	3	会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。
	○	4	不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。
	○	5	不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。
	○	6	不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。
コメント	<p>■取組状況</p> <p>不適切な関わりの防止と早期発見のため、「不適切保育対応マニュアル」や「対応フローチャート」を整備し、研修会等で職員に周知している。毎年、職員のストレスチェックを実施し、休憩時間をノンコンタクトタイムにするなど配慮している。過去の通告事例では、事実確認後に職員会議で「子どもの人権を守る丁寧な保育」について話し合っている。不適切な関わり防止研修では、ふさわしくない言葉や対応の事例を挙げている。職員は年2回、人権擁護のセルフチェックリストで自己を振り返っている。園児へは、いのちの安全教育で「水着で隠れる部分は大切」等、自分の守り方を伝え、絵本等で「ふわふわ言葉やちくちく言葉」について指導している。</p>		